鎌倉市工事等入札執行取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、鎌倉市における工事及びこれに附属する委託並びに市長が特に必要と認める委託(以下「工事等」という。)の入札について透明性及び競争性を確保するため、法令その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この基準は、入札により契約を締結する工事等に適用する。

(入札の取止め)

- 第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、入札を取り止めるものとする。
 - (1) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を 公正に執行することができないと認められるとき。
 - (2) その他やむを得ない事由があるとき。

(再度入札)

- 第4条 入札の開札の際、予定価格(消費税額及び地方消費税額を除いた額とする。)の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。ただし、予定価格を事前に公表した入札においては、再度の入札は行わない。
- 2 再度の入札は、1回に限り行うものとする。

(入札後の辞退等)

- 第5条 入札者が入札書提出後に辞退する場合は、開札日時までに書面による「辞 退届」を契約検査課あてにファクシミリで提出するものとする。
- 2 落札候補者は、電子入札システムによる「落札者決定通知書」発行前までに、 書面による「辞退届」を契約検査課あてにファクシミリで提出することで、当該 入札における落札者となることを辞退することができる。
- 3 前2項の手続きにより辞退した者は、これを理由として不利益な扱いは受けない。

(入札不調)

- 第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、入札を不調とする。
 - (1) 第1回の入札において、最低入札価格が設計金額の1.5倍を超えるとき。
 - (2) 再度の入札において落札しないとき。
 - (3) その他入札が成立しないとき。
- 2 前項第1号又は第2号に該当する入札不調案件については、最低入札価格業者から内訳書(土木工事については本工事費内訳書及び内訳書、建築工事については種目別内訳書及び科目別内訳書とする。)の提出を求めるものとする。

(再度の公告入札)

- 第7条 前条第1項各号のいずれかに該当するときは、再度、公告入札を行うものとする。
- 2 再度の公告入札は、積算内訳書の調査及び分析を行い、設計金額及び発注区分を見直した上で行うものとする。
- 3 再度の公告入札が不可能なときは適宜、適正な措置を講ずるものとする。 (不落随意契約)
- 第8条 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約は、 原則として再度の公告入札においても落札しないときに行うものとする。

(入札保留)

- 第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、入札を保留とする。
 - (1) 低入札価格調査基準額を下回る入札が行われたとき。
 - (2) その他入札執行者が入札を保留することが必要と認めるとき。
- 2 入札を保留するときは、入札執行者が入札参加者に対し、電子入札システムによりその理由を明記した保留通知書を発行し通知するものとする。

(その他)

- 第10条 第3条に規定する入札の取止め及び第6条に規定する入札不調については鎌倉市入札条件等審査委員会(以下「審査委員会」という。)に報告するものとし、第7条第3項の規定の適用及びこの基準に定めのない事項については、審査委員会の審議及び協議により決定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、入札執行時における対処は、入札執行者の判断に より決定し、軽微なものを除き審査委員会に報告するものとする。

付 則

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成18年6月12日から施行する。

付 目

この基準は、平成19年7月19日から施行する。

付 則

この基準は、平成22年4月8日から施行する。